

第2回

芽室町農業委員会総会議事録

令和2年8月28日 開会

芽室町農業委員会

●日時

令和2年8月28日(金) 13時30分～14時28分

●場所

芽室町役場 第一庁舎三階 議場

●議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名
日程第2 報告第1号 農地法4条の規定による許可報告の件
日程第3 報告第2号 農地法第5条の規定による許可報告の件
日程第4 報告第3号 農地等一時転用申請に係る復元状況調査報告の件
日程第5 報告第4号 農地等移動適正化あっせん報告の件
日程第6 議案第1号 農地法第3条の規定による許可の件
日程第7 議案第2号 農地法第4条の規定による許可の件
日程第8 議案第3号 農地法第18条の規定による通知書審査の件
日程第9 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による
農用地利用集積計画決定の件
日程第10 議案第5号 現況証明願の件

●出席委員

1番 島部 亨 3番 小寺 典子 4番 道下 勇治 5番 坂下 義晴
6番 早苗 裕典 7番 森田 文秀 9番 平林 浩哉 10番 谷口 栄治
11番 鈴木 進 12番 後藤 和則 13番 西川 幹生 14番 相澤 研二
15番 浅井 隆久 16番 森本 敏彦 17番 浅野 博文

●欠席委員 2番 敬松 穰治 8番 横溝 勲

●委員会に参加した者

事務局長 佐藤 三舟 事務局次長 土田 雅敏 農地振興係長 村上 大助

●議事録署名委員

3番 小寺 典子 4番 道下 勇治

(13時30分 開会)

●日程第1 議事録署名委員の指名

○議長（島部会長） 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。それでは、芽室町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員に 3番 小寺委員 4番 道下委員 を指名いたします。以上で日程第1を終わります。

●日程第2 報告第1号 農地法第4条の規定による許可報告の件

○議長（島部会長） 次に、日程第2 報告第1号 農地法第4条の規定による許可報告の件を議題といたします。それでは、番号1番及び番号2番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 報告第1号 農地法第4条の規定による許可報告の件。次の件について許可したので報告する。

【番号1番2番朗読】

○議長（島部会長） ただ今の報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【発言なし】

特に発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

●日程第3 報告第2号 農地法第5条の規定による許可報告の件

○議長（島部会長） 次に、日程第3 報告第2号 農地法第5条の規定による許可報告の件を議題といたします。それでは、番号1番及び番号2番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 報告第2号 農地法第5条の規定による許可報告の件。次の件について許可したので報告する。

【番号1番2番朗読】

○議長（島部会長） ただ今の報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【発言なし】

特に発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

●日程第4 報告第3号 農地等一時転用申請に係る復元状況調査報告の件

○議長（島部会長） 次に日程第4 報告第3号農地等一時転用申請に係る復元状況調査報告の件を議

題といたします。平林現地調査委員長より、復元状況調査の結果について、報告をお願いします。

○9番（平林委員）農地等一時転用申請に係る復元状況調査報告の件。先に許可されました一時転用について、期間満了もしくは事業完了に伴い、復元状況の現地調査を実施したので報告する。去る8月19日に現地調査委員会を開催しました。調査委員は、島部会長、相澤委員、浅井委員と私平林で、事務局より佐藤局長、土田次長が出席しています。午後3時に開会し、事務局及び担当委員からの説明を受けたのち、現地調査を行いました。調査の結果、いずれも農地として復元したことを認めました。

【番号1番朗読】

○議長（島部会長）ただいまの報告第3号について発言のある方は挙手をお願いします。

【発言なし】

○議長（島部会長）以上で報告第3号を終わります。

●日程第5 報告第4号 農地等移動適正化あっせん報告の件

○議長（島部会長）次に、日程第5 報告第4号 農地等移動適正化あっせん報告の件を議題といたします。浅野あっせん委員長より、あっせんの結果について、報告をお願いします。

○17番（浅野委員）農地等移動適正化あっせん報告の件。農業委員会等に関する法律第6条第2項の規定に基づく農地等移動適正化あっせんの結果について報告する。あっせん委員会を8月17日に開催いたしました。あっせん委員に小寺委員、後藤委員、西川委員、相澤委員、そして私、浅野。事務局から佐藤局長、村上係長が出席しています。農業委員会事務室におきまして、事前の協議会を開催し、申出状況等の説明を受けた後、現地調査を行い、午後4時30分からあっせん委員会を開催いたしました。それでは結果についてご報告させていただきたいと思えます。

【番号1番朗読】

番号1番について、あっせんが成立した事をご報告いたします。以上です。

○議長（島部会長）ただいまの報告第1号について発言のある方は挙手をお願いします。

【発言なし】

特に発言がないようですので、以上で報告第4号を終わります。

●日程第6 議案第1号 農地法第3条の規定による許可の件

○議長（島部会長） 次に、日程第6 議案第1号 農地法第3条の規定による許可の件を議題といたします。それでは番号1番について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第1号 農地法第3条の規定による許可の件。次の者から農地法第3条の規定による許可申請があったので審議を求めます。

【番号1番朗読】

隣接する雑種地との同面積等価による交換となります。以上です。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員であります早苗委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○6番（早苗委員） 場所は〇〇〇〇所有農地に隣接する一部分が〇〇〇〇所有の農地と雑種地を交換するもので、周りに与える影響もないと考えます。

○議長（島部会長） これより質疑に入ります。番号1番について ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

ないものと認め、番号1番につきましては、原案のとおり決定いたします。

以上で議案第1号を終わります。

○議長（島部会長） 次に番号2番から番号3番については受け手が同一人により続けて事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 【番号2番3番朗読】

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員であります相澤委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○14番（相澤委員） 場所は旧〇〇〇〇から南へ2キロ半の場所で、以前は別の方が耕作をしていたが離農されるので、隣接する〇〇〇〇が賃貸を結ぶものです。

○議長（島部会長） これより質疑に入ります。番号2番3番について ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

ないものと認め、番号2番3番につきましては、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 続きまして番号4番について事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 【番号4番朗読】

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員であります敬松委員の代理であります早苗委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○6番（早苗委員） 場所は〇〇〇〇との境界付近で、2月に隣接地を売買しており今回の土地を通過しなければ耕作できない状況であります。譲受人も16歳から営農をしており、周りに与える影響もないと考えます。

○議長（島部会長） これより質疑に入ります。番号4番について ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

ないものと認め、番号4番につきましては、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 以上で議案第1号を終わります。

●日程第7 議案第2号 農地法第4条の規定による許可の件

○議長（島部会長） 次に、日程第7 議案第2号 農地法第4条の規定による許可の件を議題といたします。それでは番号1番について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第2号 農地法第4条の規定による許可の件。次の者から農地法第4条の規定による許可申請があったので審議を求めます。

【番号1番朗読】

○議長（島部会長） ただいま説明のありました案件につきましては 6月に開催した第36回総会で審議いただいたものです。特にご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決に移ります。番号1番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め番号1番につきましては 原案のとおり決定いたします。

番号1番につきましては、農業振興地域整備計画の変更の告示があり、許可証を交付いたします。

以上で議案第2号を終わります。

●日程第8 議案第3号 農地法第18条の規定による通知書審査の件

○議長（島部会長） 次に日程第8 議案第3号 農地法第18条の規定による通知書審査の件を議題といたします。それでは、番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 日程第8 議案第3号農地法第18条の規定による通知書審査の件、次の者から農地法第18条第6項の規定による通知書の提出があったので審議を求めます。

【番号1番朗読】

○議長（島部会長） これより質疑に入ります。番号1番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【発言なし】

以上で質疑を終わります。続いて採決に移ります。番号1番について、原案の通り決定することに異議はありませんか。

【異議なし・・・との声】

異議のないものと認め、番号1番につきましては、原案の通り決定いたします。

つぎに番号2番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田）

【番号2番朗読】

○議長（島部会長） これより質疑に入ります。番号2番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【発言なし】

以上で質疑を終わります。続いて採決に移ります。番号2番について、原案の通り決定することに異議はありませんか。

【異議なし・・・との声】

異議のないものと認め、番号2番につきましては、原案の通り決定いたします。

以上で議案第3号を終わります。

●日程第9 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件

○議長（島部会長） 次に、日程第9 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件を議題といたします。それでは 整理番号15番から整理番号16番について、事務局より続けて議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局（村上） 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件。農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、芽室町より決定を求められた次の農用地利用集積計画について、議決を求める。

【番号15番16番朗読】

整理番号15番及び16番につきましては、農地保有合理化事業により北海道農業公社から一時貸付を受けた農地につきまして売渡を受けるための利用権集積計画であります。24頁の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をすべて満たしています、以上です。

○議長（島部会長） それでは 整理番号15番から整理番号16番について審議いたします。ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決に移ります。整理番号15番から16番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） それでは整理番号15番から16番について異議のないものと認め 原案のとおり決定いたします。

以上で 議案第4号 を終わります。

●日程第10 議案第5号 現況証明願の件

○議長（島部会長） 次に、日程第10 議案第5号 現況証明願の件を議題といたします。

それでは、番号1番から2番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第8号 現況証明願の件。次の者から現況証明願があったので、審議を求める。

【番号1番から番号2番朗読】

27頁から32頁に申請書・位置図を添付しておりますのでご参照ください。以上です。

○議長（島部会長） 次に、平林現地調査委員長から現地調査の結果をご報告願います。

○9番（平林委員） 8月19日に現地調査委員会を開催いたしました。調査委員に、島部会長、相澤委員、浅井委員、そして私、平林。事務局より、佐藤事務局長、土田次長が出席しました。

1番ですが10年以上前から明渠として利用していたところで、調査の結果農地以外と判断しました。2番ですが、住宅の横で現状は庭として使用をしているもので農地以外と判断をしました。

○議長（島部会長） ただ今、平林現地調査委員長および事務局から説明がありましたが、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決に移ります。番号1番から2番について、原案の通り決定することに異議はありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） それでは整理番号1番から2番について異議のないものと認め 原案のとおり決定いたします。

以上で 議案第5号 を終わります。

○議長（島部会長） 本日の議案の審議はすべて終了いたしました。
この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いします。

【発言なし】

よろしいですか。それでは以上をもちまして、芽室町農業委員会第2回総会を閉会いたします。

（ 14時28分 閉会）